

〈講演〉

拘禁二法と憲法改悪

弁護士（本学客員教授） 佐々木 哲 蔵

わたくしはただ今ご紹介をいただきました佐々木哲蔵であります。ご紹介がありましたようにこの沖繩大学とは大
学ができた頃からご縁がございまして、沖大の法学科の教授という肩書をいただいております。現在、大阪で弁護
士をしている者でございます。

本日は、拘禁二法と憲法改悪ということでお話を申し上げたいと思っておりますが、この拘禁二法と申しますのは、二つの
法律のことでございます。一つは現在の監獄法を改正して新しく刑事施設法、という名前の法律をつくるということ。
これは現在の監獄法の改正案でございます。もう一つは、今の警察の留置場を、これは監獄法で例外的に認められて
おった、この警察の留置場を、今度は例外的ではなく、独立の法律で、別の法律で認めようというものでござい
ます。これは監獄法の改正案である刑事施設法とは別に、新しく別の法律を作るというものでございまして、この法案は留置
施設法という名称になっております。この拘禁二法というのは、この刑事施設法と、留置施設法案の二つのことを申す
のでございます。

ところで、この二つの法案は刑法の改悪とあいまちまして、刑法の改悪と言いますのは一口で申しますと、刑法の規
定を人権擁護の面から人権を制限する方向で法案を見直すというもの、特に、その代表的なものは保安処分などでござ
います。こうした刑法の改悪とあいまちまして、この拘禁二法は憲法を改悪しようとする権力者側、体制側のたくら
みにつながるものでございまして、平和と人権を重んじようとする立場のものから申しますと、とうてい認めることの

できない悪い法案でございます。私も国民は、どうしてもこの法案をつぶさなければならぬ、そのような考え方もとてお話を申し上げたいと思います。

この拘禁二法のうちとくに留置施設法というものでございますが、これはまだ有罪とも無罪とも決まっていない人達、そういう人達が逮捕されたり、拘留されたりした場合に適用されるものでございます。それだけに一般市民の生活にとつては身近なものであります。現在、刑が確定して、刑務所に服役している人達の問題もございませうけれども、これは特に刑事施設法の問題でございますが、その問題もございませうけれども、この留置施設法というのは、まだ刑の決まっていない人達、有罪、無罪の決まっていない人達について適用されるものだけに、身近な問題でございます。で、わたくしの今日の話は時間の関係もございませうので、拘禁二法のうち、いきおい、主としてこの留置施設法にしぼることになると存じますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。なお、この二つの法案は一昨年四月、国会に上程されてございます。継続審議になつていましてございませうが、いつでも法案として可決成立することが可能な危険な状態でおかれていられることをまず申し上げておきたいと思ひます。

で、この留置場のことでございますが、留置場は昔から、戦前はブタ箱と呼ばれておりました。現在もブタ箱と名前は使っておりますが、その法的な根拠としましては、先程申し上げましたように、今の監獄法、今度改正されようとしております監獄法の第一条の第三項に警察署に附属する留置場はこれを監獄に代用することができるという、たった一つの条文が根拠でございます。この監獄法というのは、そもそも明治四一年でございませうが、今から七〇数年前にできたものでございます。その後現在までご承知のように、社会情勢は非常に変わっております。憲法も変わりました。したがって今の社会情勢にあつたように、そして憲法の基本精神にあつたように改正されるということであれば、これはもと

よりいいことだと思います。しかしながら、この拘禁二法について申しますと、そういうものではなくして、むしろ、そうした時代に逆行する、そして憲法の基本精神に反するようなものであるということであるのが問題なのでございます。今度の監獄法改正案は、先程いいましたように、名前を刑事施設法というふうにかえておりますけれども、この新しい監獄法である刑事施設法案においても、代用監獄制を認めているのであります。廃止しないで認めているのであります。認めているだけではなくて、さらに先程申しましたように、これとは別に留置施設法という新しい法律を作りまして、代用監獄制を廃止するどころか、さらにこれを独立の法的なものとして認め、かかげ、これを強めようとするものであります。

戦前は、行政執行法とか、違警罪即決例とかいろいろ警察に便利な法律がございまして、わたくしは、戦前は日本で裁判官をしていた経験などもございまして、こういったようなものもタツチした経験がございしますが、これは非常に警察に便利な法律でございます。そうしたものも含めまして、一般の刑事犯罪全般について、この留置場というものが使われておったのでございます。警察の便利のためにこの留置場が使われておったのでございます。

戦後になりました、裁判制度が変わりました。変わったんでありますけれども、この留置場だけは公安委員会規則というもので、そのまま引き継がれて、実体は同じ状態で続いて現在に到っているのであります。

この留置場というものは警察の取調べにとっては非常に便利なものでございまして、警察官が取調べる刑事部屋というものがございます。畳を敷いてある部屋が、俗に刑事部屋といわれるものでございますが、そうした刑事部屋というものが、留置場のすぐそばにあるわけです。でありますから、警察で調べたい時間に勝手にひっぱり出す、勝手にひっぱり出してはぶち込む、好きな時間にひっぱり出して取調べをするというのでございまして、警察にとってはきわめて

便利なもの、だいたい留置場に入れられるということ自体、これはひとつの精神的な拷問でございます。皆さんは留置場にお入りになった経験はたぶんないと思います。けれども、あの留置場にぶち込まれたということ自体がひとつの拷問でございます。好きな時にひっぱり出される、朝から晩まで取調べられる、もし否認でもしようなものなら、二、三日なげておかれる。極端な場合には、十日もほっておかれる。そうしますと、留置場におってはたまらないから、認めますから早く出して下さいというようなきもちになってくる。こういうことで、この警察の留置場というものが、拷問とそして嘘の自白、そういうものの温床として使われていたということが、今やなかば公然たる歴史的事実といえるものでございます。

現在の刑事訴訟法の建前としましては、たとえばある種の事件をおこすとします。公務執行妨害なら公務執行妨害を起こしたとする。そうしますと、まず逮捕状が出ます。警察では四八時間とめることができます。それから、検事の方で二四時間とめることができます。合計七十二時間。これが逮捕状の効力で、三日間効力があるわけでございます。それから逮捕に引き続いて勾留に移せられます。勾留状というのは、原則として十日であります。この十日は延長できるということになっておりまして、通例は延長されるのでございます。そうしますと、逮捕状の効力の三日、勾留状の効力の二十日と、あわせて二十三日間というものは警察の留置場にぶち込まれるということになる。この間、別件逮捕というようなことであります。これがダブって四〇数日になる。その間、保釈は一切きかないというのが、今の訴訟法の建前であります。

外国の立法ですと、逮捕というのはおしまいでございまして、証拠を固めて逮捕にふみ切るのがあたりまえでございます。逮捕というのは、逮捕勾留というのは、身柄を確保しておくためでございます。外国ではそういうためだ

けでありますから、逮捕というのは、捜査のおしまいの段階です。ところが日本の場合は、捜査の始まりでありまして逮捕してから留置場にぶち込んで調べる、二週間も三週間もあるいは四週間も調べる。つまり逮捕勾留することとは、身柄を確保することではなくて、取調べのために利用される。そういうものでございまして、こういう立法は先進国には現在ほとんどございません。外国の学者がまいりまして、日本のこの制度を聞きまして、非常にショックだったというようなことを申しているようでございますが、日本の場合はそういう制度にずっと戦前から慣れてきておりまして、わたしども、実はずっと反対し続けてきておって、そしてそういう現在の状態になってきたわけでございます。

こういうふうな逮捕というのは取調べの始まりでありまして、留置場にいるということとはつまり、取調べ官である警察官の手中にある、つまり、いわば捕虜みたいなものであります。取調べる者と取調べられる者の間が、一方は捕虜みたいなものであります。取調べる者と取調べられる者の間が、一方は捕虜みたいなものになって、片方は煮ても焼いても自由だといったようなそういう立場に置かれる。勾留されている側にとっては、非常に不公平なアンバランスな立場に置かれているというのが現状でございます。また多くの人が、その被害を指摘している点でございます。そういうことで、何度も申し上げますように、この警察の留置場が拷問と嘘の自白、冤罪事件、そういうものの温床になってきたということが、まぎれもない非公然たる歴史的事実であったのでございます。

戦前のことを少しだけ申しあげますと、皆さんもお聞き及びと思いますが、東京の築地署で、小林多喜二という戦前のプロレタリア作家、この人は蟹工船というりっぱな小説を書かれた方でございますが、この方が警察署で拷問にひどい拷問にあいまして、あげくの果て殺された。体のいたるところに青アザがありまして、二目と見られないような

格好になっていけば惨殺されたという、これは有名な話であります。これは、有名なたましい出来事であります。この小林さんは戦前にありました治安維持法という、そういう法律がございましたが、その治安維持法の件で勾留されておったのでございます。で、この治安維持法のこと、ちょっと一言だけふれておきますと、これは国体を変革し、私有財産制度を否することを目的として結社を組織した者は、死刑、無期、又は懲役五年以上に処するという厳しい法律でございます。戦前は、主として共産党を対象としたものでございますが、この治安維持法というものが、非常に戦前は大量に便宜的に使われました。それは今申しました、結社を組織することになりますと、幅は狭くなってしまっているのでありますが、この治安維持法につきまして、目的遂行のためにする行為を罰するという規定がありました。目遂行爲という。つまり、国体を変革するということは天皇制を変革するということでございます。私有財産制度を否認するということは、土地の公有公營を主張することでございます。そうしたことで結社を組織した。結社を組織したことでさきほど言ったような重罰を科することが、まあ先程の規定でございますが、この条文は、その次に前項の目的遂行のためにする行為をなしたものは、云々の刑に処するということでございます。目的遂行爲というのは、これは非常に幅が広がった。いわゆるカンパが全部入ったものであります。でありますから、戦前、共産党の赤旗を購読することが、罪にふれたのです。またわたくしの友人に弁護士をしとった人がある。その人は、治安維持法違反の被告人の弁護人として法廷で弁護をしました。共産党、あるいは共産主義の正当性つてものを当然弁護人でありますから主張したわけでございます。ところが、そういう法廷における共産党を擁護するような弁論が、目的遂行のためにする行為にあたるということで、五年間、わたくしの友人は監獄に入ったのであります。戦前の治安維持法違反ということでございますから、弁護人は被告人の行為は正当行為であるといったようなことなどは一切言えない。被告人が共産

主義者になつたのは、こういう事情で、こういう同情すべき点があるんだということで、お涙を頂戴する。そうした弁護しかなかったということでございます。今は非常にそういう点では、皆さんおそらく想像がつかないだろうと思ふんでございますが、そういう状況でございました。

この戦前の警察の留置場というのは、特にこの治安維持法違反の人々、これは思想犯といわれました、そういう人々の拷問の場、そして転向の場に使われたのであります。留置場の苦しみで耐えかねて転向した人がほとんど圧倒的な多数だったのでございます。これはすべて代用監獄としての、警察のわざでございます。なお、ただ今申しましたのは戦前の治安維持法の話でございますが、選挙違反事件等でも、この留置場のつるしあげに耐えかねて、選挙違反で自殺をはかった人を知っています。それほど、この留置場というものは、実際に警察における取調べの拷問の場に使われた。その拷問の結果、虚偽の自白、そして冤罪事件の温床に使われたということは、これはわたくし何遍もくりかえして申し上げましたが、きわめて明白な事実であるから、そういうふうに申し上げたものでございます。

この拷問でございますが、この拷問というのは、今度留置施設法の話これからいたしますけれども、この法案を作った人は、留置場の拷問というのは、戦前の話である、戦後はそういったことはないというようなことを言っています。そういうことは、わたくしの経験する限り、またわたくしの見聞する限り、絶対にそういうものではないとさせていただきます。現在の警察における拷問、そして拷問というのは、肉体的な暴力を加えられる。これは厳然としてございます。また、肉体的な暴力を加えなくても、朝から晩まで先程申しましたように、ひっぱり出して、なだめ、すかし、おどし、朝から晩までそれをやる。やむをえず、うその自白をする。これを強制誘導と申します。そうした例はたくさんございます。

拷問の例としまして、一番いい拷問のし方は、あとに傷が残らないということでございます。あお向けにして、鼻の間からやかんで水を入れる、口から出す、これは非常に苦しいんです。気絶する。しかし、跡が残らない。またゴムホースで殴る、これも後で傷が残らないそうでございます。そうした例は戦前もございましたし、現在もございます。

先程、わたくしは何遍も代用監獄としての警察の留置場というものの弊害を申しあげました。でありますから本当はですよ、この警察の留置場というのは、今の憲法ができた時、今の憲法は昭和二十三年でありますから、今から三十五年前、三十六年前、あの時に見直されてよかったです。新しい憲法、新しい裁判制度のもとでは、廃止すべきものだったのです。それがなくされぬだけでなくて、だんだん数が増えて、現在は一、二〇〇位あるそうでございます。

わたくしは松川事件、八海事件、狭山事件、そういったような裁判に弁護人として関与いたしました。この話をすると長くなりますから省略いたしますけれども、松川事件などは、最後は無罪になった事件でございますが、一、二番は死刑が五名無期が五名、あとの十名はあわせて九十五年という懲役刑、八海事件というのも、死刑、狭山事件は死刑から無期になりましたが、こうした事件等につきまして、すべて拷問、強制誘導が確実になされているのでございます。時間の関係で、そのくわしいことは申しあげませんけれども、八海事件の阿藤くんの場合を申しますと、これは「真昼の暗黒」という映画が出ましたが、線香いぶしというのをやる。これは戦後のことでございますけれども、線香いぶして、線香の煙で鼻をかがせる。これは苦しい、気絶するのを警察は考えたものでございます。陸軍の戦前の陸軍の軍隊の靴で作ったスリッパで往復、ビンタをくわせる。こんなのはへいちゃらでございます。狭山事件のお話しはまた明日、別の機会に申しますけれども、そうした事件等で警察の留置場というのが、拷問と虚偽の自白の温床であるということ、これはもう時間があまりございませんので、もう少し詳しく述べたかったのでございますが、省略いたしますが、結論的にま

ず断定して申し上げたいと、こう思うのであります。

なお、みなさんのうちで、裁判所もそうでございますが、死刑、無期、それを認めれば死刑、無期になるような事件で、いくら警察の調べがひどくたって、それを認めれば死刑、無期になるとわかりきっているような事件について、認めることはないんじゃないかと、やったからこそ認めるんじゃないかとそういうふうに思われるかもしれませんが、実際にそうでないんです。松川事件、八海事件、狭山事件。狭山事件はまだ無罪が確定していませんから断定はいたしませんけれども、松川事件でも、八海事件でも、事細かにいかにもやったような自白の調書が作られている。それが実はまっ赤なウソでございます。八海事件などは、特にわたくしが弁護士長としてやったものでございますが、この場合も真犯人が出てまいりました。真犯人が出てまいりまして真相がわかる。そうなりますと、いかに死刑、無期になるような、それを認めれば死刑、無期になるような事件であつても、被告人がその本人が自白するというようなことが実際にあるんだ、こうしみじみと知らされるわけでございます。それは何であるのか、それは警察の留置場でございます。留置場における拷問であります。

でありますから、この状態が戦前も戦後も少しも変わっていないとしますと、いやしくも刑事裁判に携わっているものならば、今度の監獄法の改正によって、代用監獄は少なくとも代用監獄は廃止されるべきだと、こういうふうに思うのは当然でございます。ところが、わたくしどももうかつてございますが、この代用監獄が廃止されるどころか、今までは例外的な監獄法の一部でそういうふうな例外的に認められておつたものが、そこから独立して、新しい役割として公認されて、しかも内容が強化されるということになった。これは案外、この法案のことをもう少し詳しく説明いたしますけれども、国民の方はお知りにならない。今、国会に上程されているんですよ、これは。

この法案の説明を若干いたします。まず第一に、基本的には今まで公安委員会規則という行政措置にすぎなかったものが、法案として格が上ったということでございます。

その強化の内容は、まず一番に弁護士との面接の問題でございます。留置施設法の第二四条によりますと、被逮捕者被勾留者の面会に関して、警察署長が罪証の隠滅の防止、あるいは留置施設の管理、運営上必要と認められた場合には、面会する弁護士の人数、面会の場所、日時限、その他面会のし方について制限することができるという規定ができたのであります。皆さんご承知のように、あ、ご承知ではないかもしれませんが、現在の刑事訴訟法のもとでも弁護士との面接を禁止することは厳しい制限に制限されていましてございます。検察官が、これは警察署長よりもはるかに法的な知識のあるということになります。そういう検察官がおっかなびつくり、これはもう検察官が弁護士との面接について、日時、場所、時間等を制限することは違法違憲であるといった、違憲法論さえあるんであります。それはそのままになって、實際上、検察官の接見指定というのは行なわれている。しかしこれはきわめて例外的です。検察官がおっかなびつくりやっているのが現状でございます。

警察法の場合、現行刑事訴訟法の場合、そうなのであります。ところが今度の留置施設法によりますと、検事でもない一警察署長が、この男と弁護人を会わせれば証拠隠滅のおそれがあると認める場合、あるいは留置施設の運営上支障があると認める場合は、制限できるという規定を警察署長の権限にしたのです。実際問題として、警察署長なんでものは、事件の捜査をやってませんから、取調べ担当の刑事の判断で、現在の刑事訴訟法で厳しい制限のもとに行なわれ、おっかなびつくりやっている弁護士との面接に関する制限が、今度の留置施設法では公然と大幅に原則的に認められるということになったんであります。罪証隠滅のおそれというものは何でございましょうか。たとえば黙秘権をつ

かったということになれば、罪証隠滅ということに入るのであります。おそらく、この法律が通りますと、少なくとも、わたくしは逮捕されてからすぐには弁護士に会えないと思う。被疑者と弁護士とは会えないことになると思います。これは大変なことです。八海事件のとき、阿藤君は二日目に告白しています。弁護士がいたらちがったといえましょう。その告白のために阿藤くんは死刑になったのです。そうしたこの弁護士との面接を一刑事の判断で制限できる。これは私は憲法違反だと思えます。憲法違反だと思うから争うつもりではありませんけれども、そついう内容のものは、法案の二四条に規定されているということでございます。

それからもう一つ、弁護士が面会に行きますと、警察署長が弁護士の携帯品を調べて身体検査をできることになっている。留置施設法の第十五条でございます。私どもは弁護士として手控えというものを持っています。勾留されている人と会って連絡事項とかその他弁護士とでなければ話せないことも話し合います。そういうものをかいた手控を持って面会場に行った場合、所持品検査をされるとしたらどうということになりますか。明白な弁護権の侵害でございます。それから弁護士との手紙のやりとりは全部検閲。第三者との手紙についても、発信時・受信時にいろいろ制限される。場合によっては内容を抹殺される、削除される。これはすべて警察署長、警察署長といつても実際は取調官、刑事の判断です。その刑事の報告で署長はやるんであります。被告人の人権妨害ではたいへんなことではございませんか。

さらに、施設法の十七条によりますと、もっと大へんなことがございます。それはたとえば、ある人が、ある活動家が公務執行妨害で逮捕されたとしましょう。そういう場合に、おれは無実だと、何も悪いことはしていないと、不当逮捕だと言った活動家がいたとしましょう。この留置施設法によりますと、そういう場合に取調官の制止を聞かないで大声を出したものを、黙れと言つても黙らないんであります。不当逮捕だ、釈放しろ、おれは無実だぞ、叫んでおる。

黙れ、何を黙れというかと問答をする。制止をきかない場合、制止を聞かないで大声を出したものの、あるいは暴れたもの、そうしたものについては、捕縄・手錠（ほじょうというのは取り縄、手錠は手錠）のほか拘束台といひまして、この両手両足をベットにしはる、しばりつける。それでもなお騒ぐものに対しては防声具、防声具というのはさるぐつわです。皮製のものです。この防声具というものはほんとに危険なもので、わたくしも見たことがあります、北海道の岩見沢で三〇分で死亡したという例があります。たいへん問題になった事件がございますけれども、そういう例がございます。

これは皆さん、未決の人ですよ。既決の、すでに刑が確定して刑の執行として刑務所にいる人の場合でも、人道上問題でありましょう。さるぐつわとかさういったものは。それがまだ有罪とも無罪とも決まらん人ですよ。そういう人が否認したり、騒いだりしたら手錠やさるぐつわをさせる。さらに怖い規定は、それでも言うことを聞かないものには、保護室という、保護室という名前、名前は保護室となっていますが、これは窓もない真っ暗な部屋です。そこに入れられる。いうことを聞かないで、そこに入れられて手錠をはめられる。手錠をはめられても食事はさせられる。食事はするということでございますから、暗い部屋で食事を、結局手ではだめだから口で食うことになる。ワン公のワンのまねをせざるを得ないという情ない心境に置かれるということになる。そういう心境におかれると、ああ、なんて情ないことをするのだということをつい転向してしまふ。そういうのが現状でございます。活動家の場合などはつかまって逮捕されれば、おそらく大声を発してこう対応することでありましょう。そうした場合に、まず弁護士と会わせられない。取調官のいうことを聞かないで抗言すれば、腰に縄をはめられる、手錠をはめられる、さるぐつわをはめられる、保護室に入れられる。保護室というのは五日間、さらに三日ごとに更新できる。繰り返しのことでありま

す。未決ですよ、これは。これをやればおそらくは、わたしはほとんどの人がまいてしまおうと思う。その結果、うその自由をさせられることになる。それが冤罪の原因になる。さらに転向させられる。それは体制側の思うつぽでございます。

そういうことを考えました時に、いったい今の日本で何でこのような人権無視もはなだしい法案がまかり通るであろうか、何で作られようとしているのであろうかということを我々は思いたさなければならぬと思います。それは要するにわたくしどもの考えでは、今の憲法九条、皆さんご存知の憲法九条、平和憲法といわれる憲法九条を改正して経済大国にしようとする体制側のたくらみがある。国民の知らない間に進んでいることに関係するのでございます。

戦争の危機といったようなことをいうと、何を今頃そんなことを言っているのか、妄想もはなだしいと思われる人もかなりおられると思います。しかし、わたくしはそうは思いません。というのは、わたくしどもの知っているきわめて明晰な学者の人々が、その事実を指摘しております。またわたくしどもは、過去の戦前の経験に照らして、あまりにも何も知らされていなかった過去の経験を思い出すからでございます。わたくしは、そうした軍事大国にしようとする体制側のたくらみ、その体制側のたくらみに反対して闘おうとする人々を結局弾圧するためのものとしか理解のしようがない。これはわたしどものひがみ根性でもなんでもないように、それ以外は考えられないのです。何でいまごろこういう法律を出すのか、みなさんもうだいたい留置施設法についての性格はおわかりになったと思います。今申し上げた弁護人の点と、さるぐつわ、拘束台の点でおわかりになったと思います。未決の人ですよ。今の憲法のもとでございます。憲法を改正するには、国会議員の三分二、総数の三分の二以上の賛成をいただいて、さらに国民投票にかけるということになっております。で、国会の総数の三分二ってというのはなかなかかむずかしいとされております。が、しかしながら、

今の自民党の中心の分野におきまして、民社党とか、あるいは公明党、具体的な名前を出しては恐縮でございますが、その他の人々の出方によりましては三分の二というものは必ずしも不可能ではない。射程距離に入ると考えられることとございます。それはそれでよろしい。問題は国民投票。過半数の国民投票。それが問題であります。その過半数の国民投票の段階になった場合に、その国民の過半数の中に、わたくしは当然のことながらそうした憲法の改悪軍備強化に反対する人々が出てくると思います。いわゆる活動家が出てくると思います。そういう人々をおさえつけ転向させ、世論をかえる方向にもって行く、二分の一を獲得する。このように考えますと、私は今度の法案の政治的意図がわかると思っております。

先程申しましたように活動家は、先程言いましたようなことで結局転向させられる。戦前の治安維持法時代の多くの人々が転向させられた、そうした時代のことを想起させられるのであります。この憲法九条の改正というものは、必ず徴兵制に結びつきます。徴兵制というのは男性だけの問題ではありませんよ。これからの徴兵制の問題は女性も入ります。この徴兵制の問題については、特に若い青年諸君に考えてもらいたい。戦前は一銭五厘のハガキで赤紙がまいりました。わたくしにも赤紙がまいりました。幸いに生きて帰りましたが、わたくしどもの仲間は大いぶ死んだ。殺された。今はハガキは四十円になっておりますが、この四十円のハガキ一枚で徴兵されることになりましたらどうでしょう。これは自分が人殺しをする職責をになわされると同時に、自分が殺される、あるいは殺されるかもしれないという目にあわされるのでございます。

今、政府が憲法改悪を狙っているのは、今の自衛隊を合憲なものにしようとするような点ではございません。というのは、自衛隊は、まあいろいろ違憲、合法論みたいなどございますが、自衛隊は本当はですよ、自衛隊ってものは憲

法違反であることは明瞭なんです。公法学者の圧倒的89%から90%を越える人が、今の自衛隊は憲法九条に違反であるということをしている圧倒的学説なんです。それから自衛隊が軍隊でないなんて申すのは国民一人もいないと思います。自衛隊はれっきとした軍隊で憲法九条違反は明白なんです。ところが、日本の裁判所は自衛隊は憲法違反という判断はもうしません。わたくしは小西反軍裁判でもやりました。小西誠くんというのがやった自衛隊法違反事件での弁護団長を務めさせていただきましたけれども、これは無罪になりました。二つとも。無罪になりましたけれども裁判所はいづれも憲法違反の判断をしないで、別の方向で、別の点で無罪にしている。最高裁判所になりましたらなおさらです。一回だけ地方裁判所が長沼のナイキ訴訟、北海道で自衛隊違憲という判決をしましたが、すぐ取り消されてしまいました。それから日本の下級裁判所でも憲法違反の判断をしません。タブーにしている。最高裁判所はもういわゆる統治行為論という立場で、もう自衛隊は憲法違反だなんていう判断をしません。でありますから、自衛隊が憲法違反であるという判断を最高裁判所がしない以上は、自衛隊について、これが憲法に違反しないというような点での改正は必要じゃないんです。

実際問題として、ならばなぜやるのかっていうと、これは安保条約とからめて日本がアメリカと共同して海外派兵する、したい、そのためには徴兵制をしきたい。海外派兵・徴兵制の問題になりますと、よく、いくら何でもですね、これは今の憲法ではできません。自衛隊は今の政府の考え方からいきますと、自衛のために必要最少限度のものは戦力でないから憲法違反でないという解釈を取っています。そういう解釈もできないわけではない。まあ、10%か数%は。だけでも海外派兵して徴兵制をするということは今の憲法では絶対できません。そういう憲法改正の本当のねらいというのは結局、海外派兵・徴兵制そういうものを狙っているのであります。今、政府が意図している憲法改悪といったものの狙

いは、自衛隊を合憲化するなどという点ではございません。今申しました海外派兵ができるようにする、徴兵制をしく、そのための憲法改悪であるという、そこに狙いがあるということを皆さんによく知っていただきたいと思ひます。

だいたい戦争というのは大規模な国際的強盗殺人行為であります。暴力をもって人を殺し、傷つけ、財物を取るということは強盗殺人で、これは刑法で一番重い罪である。戦争はその意味におきましては大規模な強盗殺人行為であります。仮に文字通り侵略戦争でなくて、自衛のための戦争でございまして戦争する以上必ず皆さんの人が殺されます。戦争は負けた場合はもちろんであります、勝った場合でも、自分自身、自分の家族、自分の同朋、何十万、何百万という人が必ず殺されます。そういう意味で、侵略のためであれ自衛のためであれ一切の戦争を放棄して、一切の軍隊をもたないという憲法九条は日本が三百数十万の貴い犠牲で買いつたきわめて貴重なものであります。これは日本の最高の宝物であるとわたしは確信いたします。これは絶対改悪してはいけません。この改悪は絶対阻止しなければなりません。

先程申しましたように、そういう意味から見ますと、この留置施設というのは実は大変恐ろしいものだとおわかりになったのではないかと思います。わたくしは、先程申しましたように監獄法改正のことはかぎつけておりました。が、しかし留置施設法のことについては二、三年前まで知ってませんでした。これはうかつでございました。この監獄法というのは、法務省の所管でございますが、留置施設法というのは警察庁が内々につくったものでございます。わたくしは、こうした法案を国民の前にあまり知らせないで作業を済ませて閣議を通し、法案を国会に上程するというやり方は非民主的であり、またけしからんことだというふうに思ひます。これはわたくしが弁護士であると弁護士会員であるとか言っているではありません。国民の基本的な人権にかかわり、しいては憲法の改悪につながり、そして

さらには戦争につながる重大な問題であるからでございます。

十数年前に警職法改悪案というのがございました。警察官職務等職務質問に関する法律案、これは警察官の職務質問に関する権限を非常に強化しようとするものであります。「オイ、コラ警察の復活」という、これは非常に名文句のキャンペーンでございましたが、この警職法改正案はみんなでもってたかってわたしどもその一人でありますがつぶしました。これは。そういう先例を我々は持っています。その警職法改正案よりもこの留置施設法案というののもっとひどいものです。絶対作らせてはならないと思います。日本は皆さんご承知のように、今経済大国といわれ、大多数の国民は平和と豊かさを謳歌している如くでございます。しかしわたくしは、本当に平和と豊かさが今後も保障されるということでありますならば、あるいは政治に無関心でも結構でございます。しかし実はそういえない。日本人の豊かさと平和を脅かすようなことをひとにぎりの人たちがやろうとしていることは、この留置施設法ひとつだけでもよくわかると思います。まあ、教科書改定の問題もございましたね、日本が中国に侵略したのは侵略でないといったような。ああいうものも思い合わせませうけれども、しかし直接に我々の国民生活に結びつくこの留置施設法案、これは是非ひとつみなさんにわかっていただきたいと思ひます。

かつて、第一次大戦後敗戦国になったドイツにワイマール憲法という大変民主的なものが生まれました。これは敗戦後、人権尊重の民主主義憲法ができた日本とよく似ているところであります。ところでどうでしょう。この虫も殺さないような人権尊重のドイツのワイマール憲法が二十年もたたないうちにつぶされてしまって、あの残酷なナチス政権が生まれたのです。そして侵略戦争をはじめ、第二次大戦になったのでございます。日本は憲法実施後三六年たちました。その間に憲法九条違反の軍隊が築かれ、今や世界第八位の軍隊にのしあがりました。さらに、これを増強してアメ

リカと安保条約を改定し、日本がアメリカと共に海外派兵をしたい。徴兵制を実施したい。そのためにはどうしても憲法の改悪をしなければならぬという客観的状況に現在あるのであります。ドイツの場合でもアレヨ、アレヨという間にワイマール憲法がつぶされました。ドイツは憲法の番人であった裁判所がだらしなかつた。同時に一方ゲルマン民族の優越性、優秀性ということを外内に誘つてドイツ国民をおだてあげ、その一方、ヒトラーの政策に反対するものはムシヨにぶちこんだ。そして戦争した結果がああいうふうなナチスの敗戦につながつたのでございます。わたくしは日本がドイツのようにならぬようにしたいと思います。しかし憲法の番人である日本の裁判所、特に最高裁判所がもはや頼りにならない。わたくしは裁判所出身で、裁判官出身でございまして、かようなことを申しあげるのは非常に最高裁にすまないと思ひますけれども現実が現実でありますから、皆さんにそう申し上げる。最高裁判所はもはや頼りにならない。憲法の番人である最高裁判所が頼りにならないとすれば、憲法の番人の番人である、これは国民でございませぬ。憲法の番人が番人にならないとすれば、憲法の番人の番人である国民がしっかりしなければならぬ。そのことを痛切に叫びたいのでございます。

また、日本が、日本人は優秀民族だということがいわれ始めておだてられております。そう思ひあがってはいませんでしようかみなさん。そういったような反面、国民の多数が政治に無関心の中に留置施設法のような人権無視の、国民の政治批判、反対活動を封じるような恐ろしい法案が作られていることを考えますと、ドイツのワイマール憲法の運命、そして第二次大戦前のドイツの二の舞を踏むことを心配するということは、わたくしは必ずしも杞憂ではないものと思われまふ。災害は忘れたころにやっつてまいります。戦争は思わぬところから起つてくるものが、今までの例であることを頭に置かねばなりません。特に現在のようにボタンひとつで運命が決まる、さような恐るべき兵器を持つてゐる現代に

おいては、わたくしは戦争の危機というものを直視するのが現実的だと思えます。頭に入れておかなければならない。そういう意味でわたくしもはもともと政治批判の目を開き、政治が危険な方向に陥ろうとする場合はこれを阻止する運動を展開する必要があると存じます。私どもは、先程言いましたように警職法をつぶした先例を持っておりません。この先例を生かして、この法案を是非ともつぶしたいと思えます。この法案をつぶすことについては、わたくしどもも今後いっしょう懸命努力いたします。いたしますが、しかし、何といつてもやはり国民の皆さんの多数の努力が一番大事であると思えます。特に戦前のきわめていたましい経験をなめさせられ、特に米軍の軍事基地の最重要拠点となっているご当地の皆さんにとりましては、軍事力増強のための憲法改悪の反対はより一層重大な切実さを持っているといふふうに存じます。そういう意味で、皆さんどうかわたくし、時間の関係で申し上げたいことをほとんど省略いたしました。いっしょにこの法案をつぶしましょう。そして皆さんの頑張りを期待いたしまして、わたくしの話を終わりたいと思えます。

編集後記　　本講演は、第四回沖繩大学法学会総会（一九八四年）において行われたものである。